

特定都市河川の指定について (二級河川 中村川)

令和6年3月22日
青森県 河川砂防課

1. 特定都市河川浸水被害対策法

「流域治水」について

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダム建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／
住まい方の工夫 氾濫域
 [国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

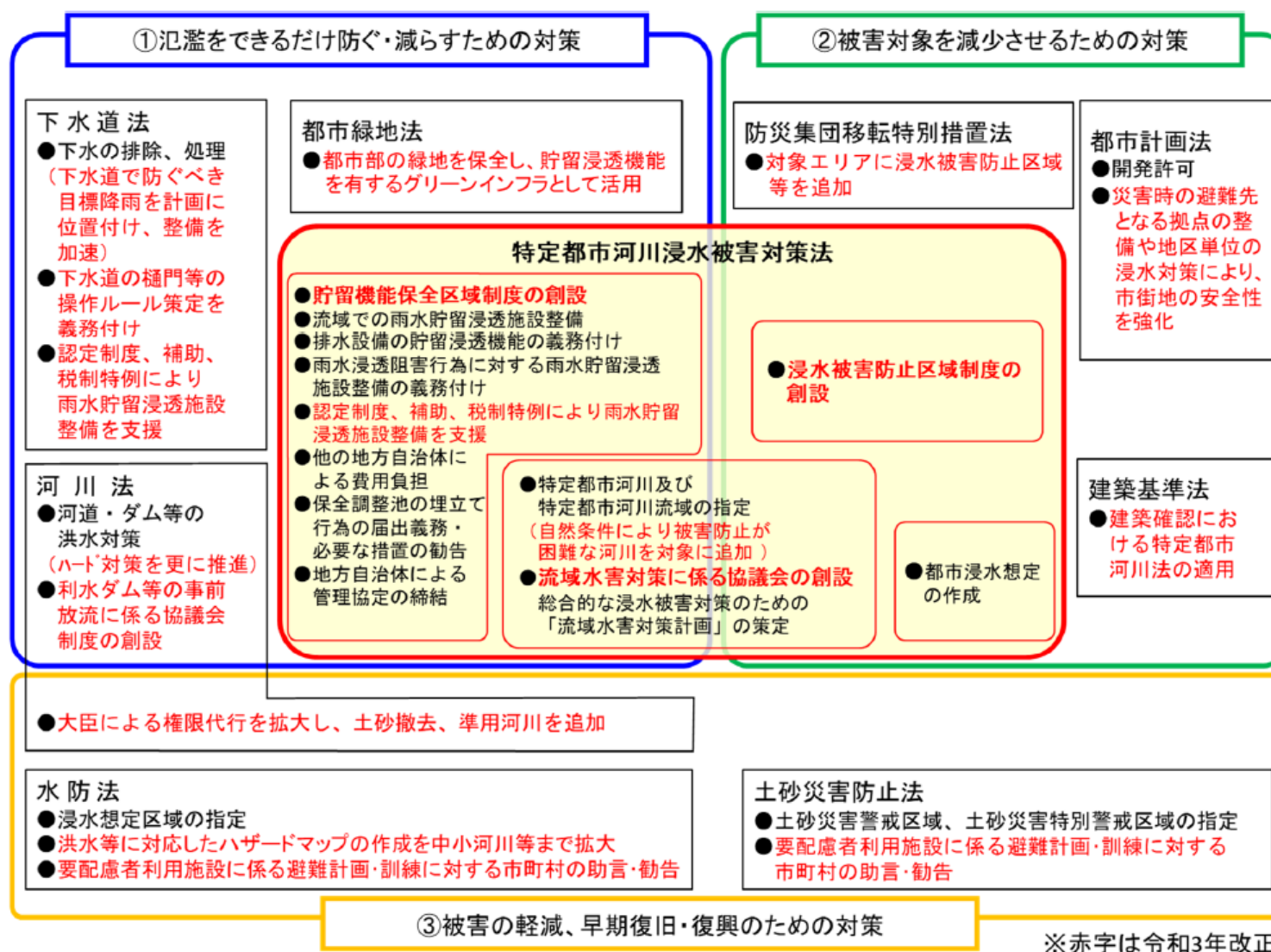
被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

「流域治水関連法」の改正

➤ 流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、流域治水に係る9つの法律「流域治水関連法」が改正された。（令和3年5月10日公布、同年11月1日全面施行）

特定都市河川浸水被害対策法の位置付け



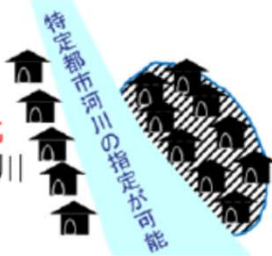
「特定都市河川浸水被害対策法」について

- 令和3年の法改正により、開発による流出増に加えて、気候変動による降雨量増加に対応するため都市部の河川のみならず全国の河川に対象を拡大し、流域のあらゆる既存施設を活用したり、リスクの低いエリアへの誘導や住まい方の工夫も含め、流域全体で総合的かつ多層的な対策を実施することとなった。
（総合治水から流域治水への転換）

▼特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



↑ 法改正により追加

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

▼流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

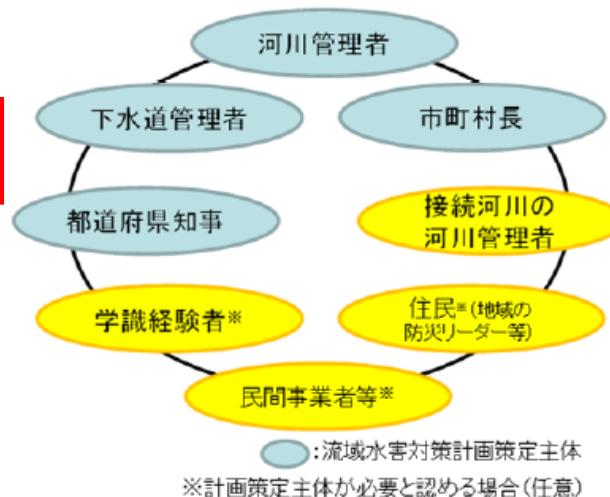
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

→ 法改正により追加

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

「特定都市河川浸水被害対策法」について

- 特定都市河川に指定することで、河川改修等のハード整備に対する**予算の重点化**が見込まれるとともに、**一定の開発行為に対して貯留・浸透対策を義務付ける**。
- 上記の他、法に基づいた土地利用規制や雨水流出の抑制を推進することが可能となる。

特定都市河川浸水被害対策法の概要

河川改修・排水機場等のハード整備

【予算の重点化】

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**。

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水浸透阻害行為の許可

【指定後ただちに発生する事務】

特定都市河川流域において実施される**開発行為（1,000m²以上※）**に対して、**貯留・浸透対策を義務付ける**。

※条例で基準強化が可能



保全調整池【任意】

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、**埋立等の行為の事前届出を義務化する**。

貯留機能保全区域【任意】

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定し、**盛土等の行為の事前届出を義務化する**。

雨水貯留浸透施設【任意】

公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

- ・ 補助金の拡充
- ・ 税制優遇
- ・ 国有地の無償貸付 等

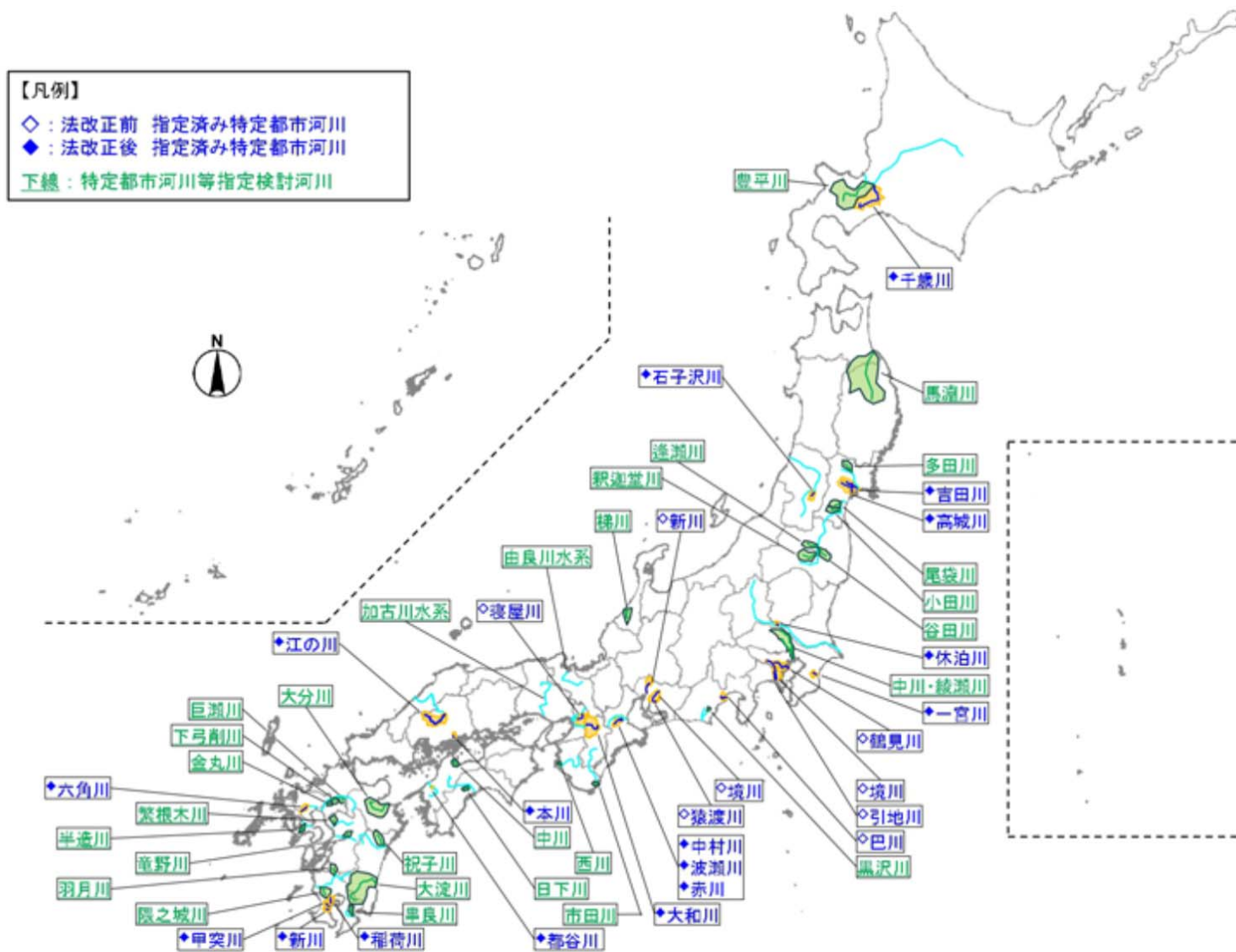
浸水被害防止区域【任意】

浸水リスクの高い土地等を区域指定し、**都市計画法上の開発を原則禁止し、住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制**とすることで安全を確保する。

「特定都市河川浸水被害対策法」について

- 特定都市河川は、全国で23水系271河川が指定されている。（法改正前：8水系8河川）
- 法改正により、全国的に特定都市河川の指定に向けた検討が進んでいる状況である。

▼特定都市河川 of 取組状況（令和6年3月12日時点）



2. 中村川における特定都市河川の指定

指定する趣旨

これまでの経緯

- 中村川では、令和4年8月洪水により甚大な被害を受けたことから、**「中村川流域治水緊急対策」**を策定し、浸水被害の防止・軽減に向けた取組を進めている。
- 一方で、**気候変動による降雨量の増加や海面潮位の上昇**等を考慮すると、**浸水リスクはさらに増加**するものと予想される。
- このような状況から現在取り組んでいる**流域治水の取組を深化し、実効性の高いものとする必要**がある。



指定する目的

- 特定都市河川の指定により、河川改修や内水対策等の**ハード対策をより一層強化**する。
- 法的枠組みのもとで、**雨水流出の抑制や土地利用規制など、流域一体となった浸水被害防止**に取り組む。



指定の時期

- **令和6年度に指定**する予定である。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
取組内容	合意形成	指定	流域水害対策計画の検討・策定 浸水被害対策の実施		

特定都市河川の指定に伴う事務手続等

▼特定都市河川の指定に伴い即時に施行される事務等

分類	事務の内容	根拠法令	実施権者となり得る者				青森県における取扱等
			都道府県知事	指定都市の長	中核市の長	左記以外の市町村の長	
指定と同時に施行される事務	雨水浸透阻害行為の許可	法第30条	○	○	○	※1	青森県河川砂防課
指定をする旨の公示の日に実施する事務	基準降雨の公示 (雨水浸透阻害行為に対する貯留・浸透施設を整備する場合の技術基準となる降雨)	令第9条第2項	○	○	○	※1	青森県河川砂防課
指定後、早期に実施する事務	流域水害対策協議会の組織	法第6条、第7条	○※2	○※2	○※3	○※3	中村川流域治水緊急対策推進会議
	流域水害対策計画の策定	法第4条	○※2	○※2	○※3	○※3	中村川流域治水緊急対策
	標識の設置の基準に係る条例の制定 ・対策工事により設置された雨水貯留浸透施設 ・保全調整池 ・貯留機能保全区域	法第38条第3項、第45条第1項、第54条第1項	○	○	○	※1	青森県河川砂防課

- ※1：都道府県知事の権限に属する事務を特定都市及び中核市以外の市町村へ権限移譲された場合
- ※2：特定都市河川の河川管理者又は特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者を含む
- ※3：特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者を含む

▼雨水浸透阻害行為の対象行為・対策工事の例

■対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

- 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形状の変更
- 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置
- ローラー等により土地を締め固める行為
- 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）

「宅地等」に含まれる土地：宅地、池田、水路、ため池、運路、幹道、農行路
「宅地等以外の土地」：山地、林地、新地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

■対策工事の例

雨水を貯留・浸透させる対策が必要になります

雨水タンク

引用：宮城県河川課ウェブサイト

▼標識記載内容のイメージ（右：愛知県の例）

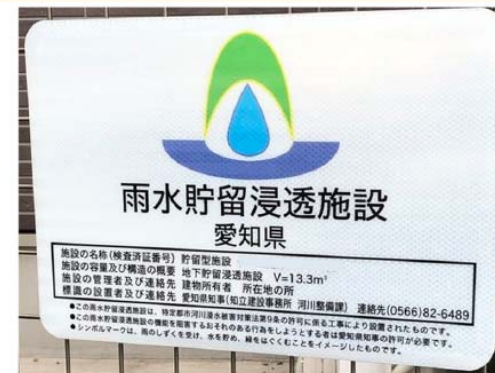
雨水貯留浸透施設

この調整池は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設です。

名称 ○○が丘調整池
許可番号 第○○号
構造の概要 縦○○m×横○○m×高さ○○m ○○m³
雨水の流出抑制機能 ○○が丘開発（行為面積○○m²）による○○m³/sの流出水量を抑制
許可を要する行為 法第18条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、県知事の許可が必要です。
① この施設の一部又は一部の埋立
② この施設における建築物等の新築、改築、増築（この施設が設置されている建築物等の改築又は除却[※]）
③ 塵芥又は土砂の投棄、資材の放置等
④ 調整池の堤防の掘削、擁壁等の損壊等
⑤ 流入口又は放流口の閉塞又は径の変更等
施設の管理者 ㈱○○○○ Tel. XXX-XXXX-XXXX
標識の設置者 ○○県○○部○○課 Tel. XXX-XXXX-XXXX

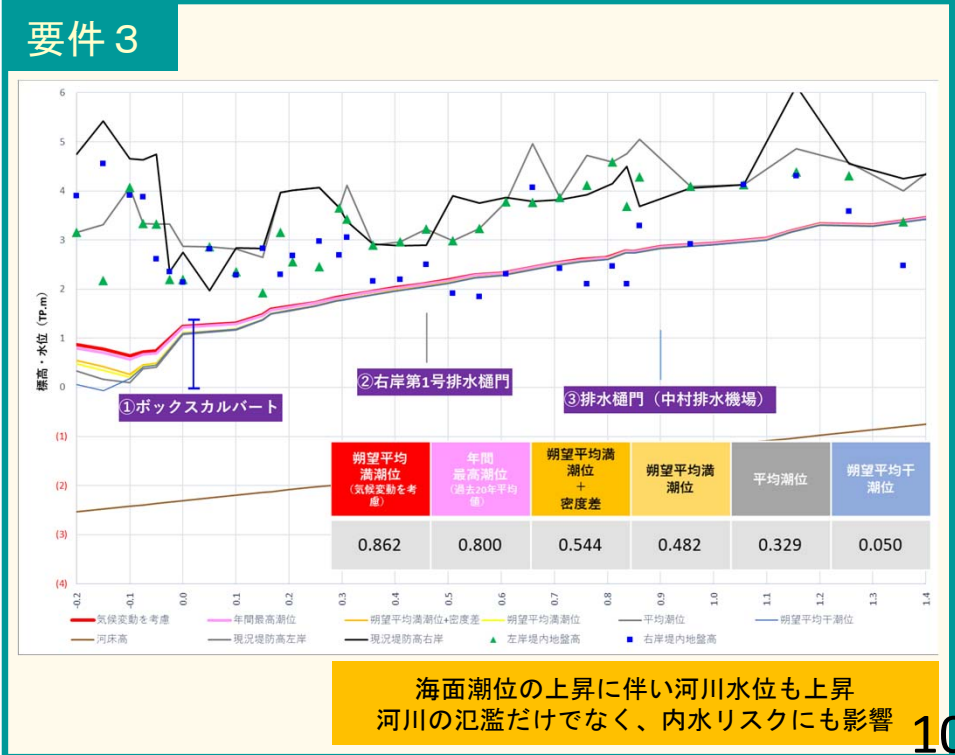
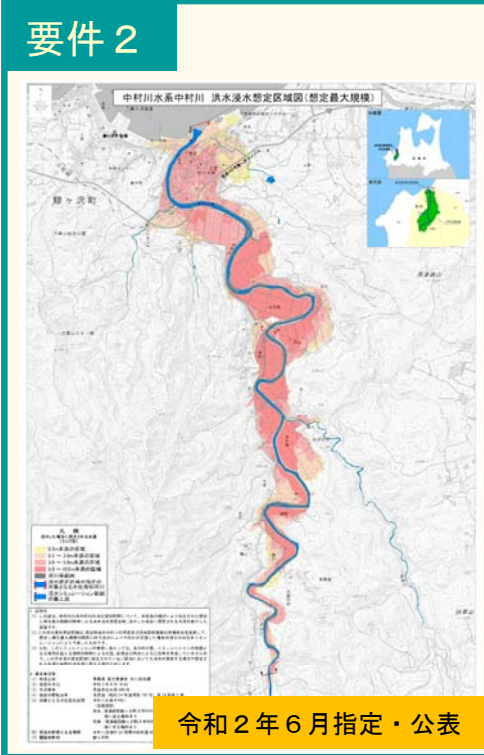
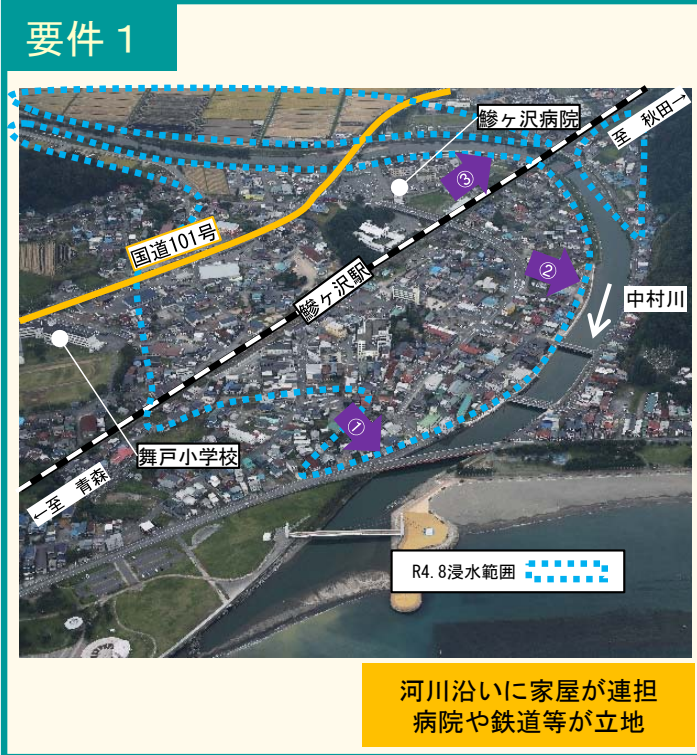
※調整池を建築物等に設置する場合に記載

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）



特定都市河川の指定要件

指定要件		判定
要件1【都市部を流れる河川】 以下のいずれかの区域を流れる河川か <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 家屋が連担する地域の中心部 役場等の重要施設が立地する区域 その他流域内の人口・資産が集積した区域 		○
要件2【著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ】 水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川か		○
要件3【河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態もしくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難】	(iii) 地形（狭窄部、天井川）や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川	○

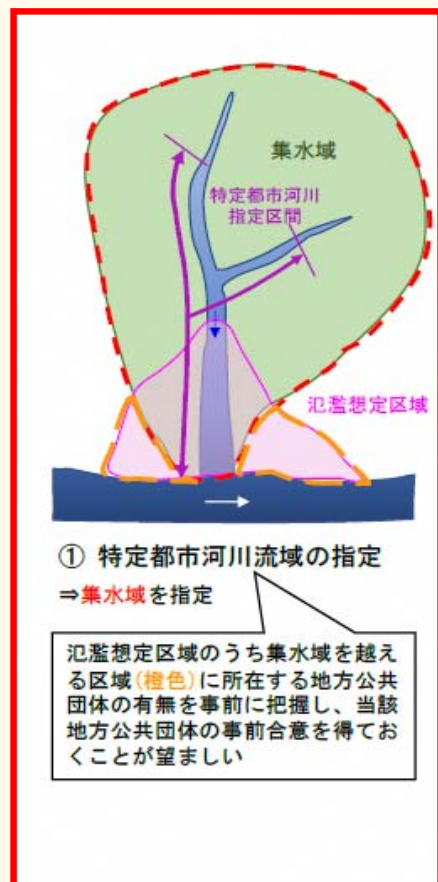


特定都市河川流域

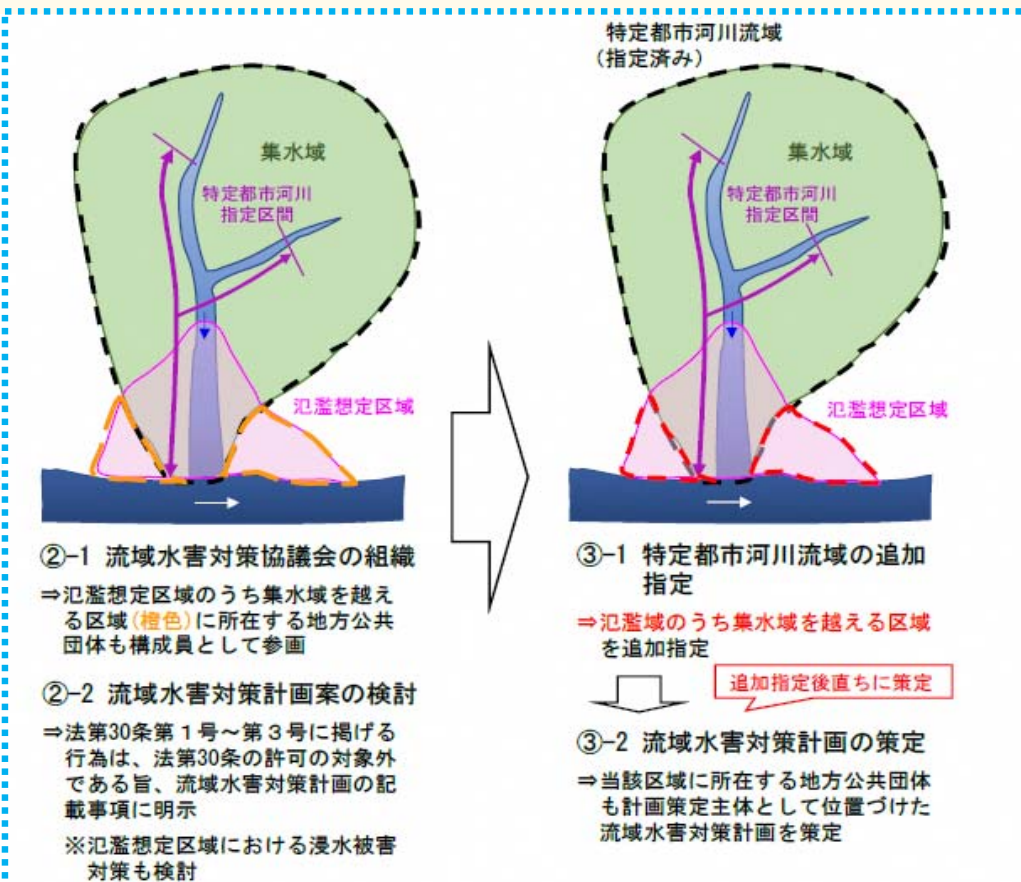
- 特定都市河川流域は、当該水域が流域治水に係る施策を講じる区域であることを踏まえ、下水道の排水区域を含む降雨が当該特定都市河川に流出する「**集水域**」、そして当該特定都市河川からの氾濫が想定される「**氾濫想定区域**」について指定することとなっている。
- なお、**今回の指定にあたっては「集水域」のみを特定都市河川流域として指定**することとし、氾濫想定区域については、今後の推進会議において計画対象降雨等を決定したのち、これに対応する氾濫想定区域を追加指定する。

氾濫想定区域の特定都市河川流域への指定手順の例（イメージ）

↓今回の指定範囲



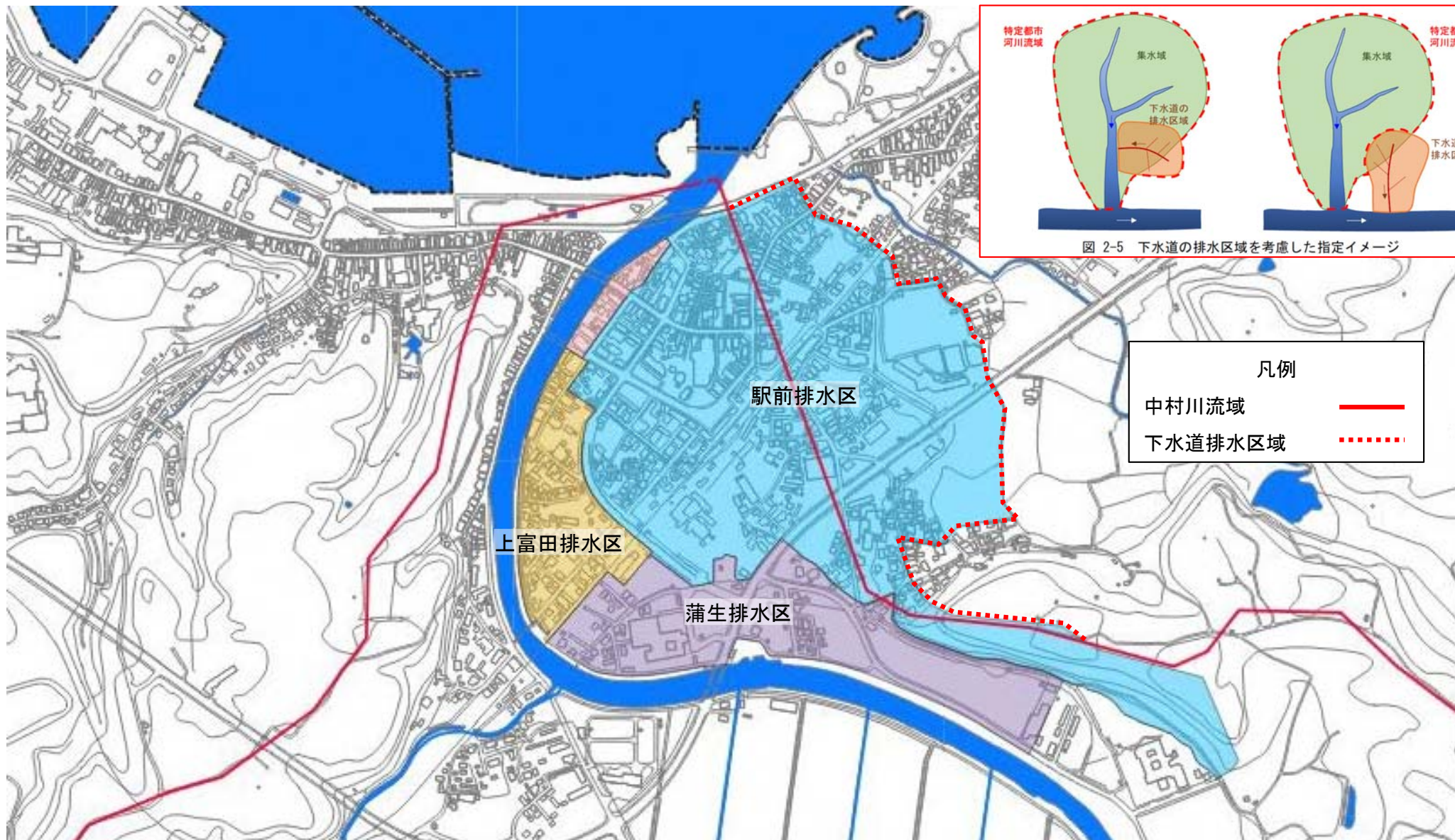
↓今後の協議により追加指定の可能性



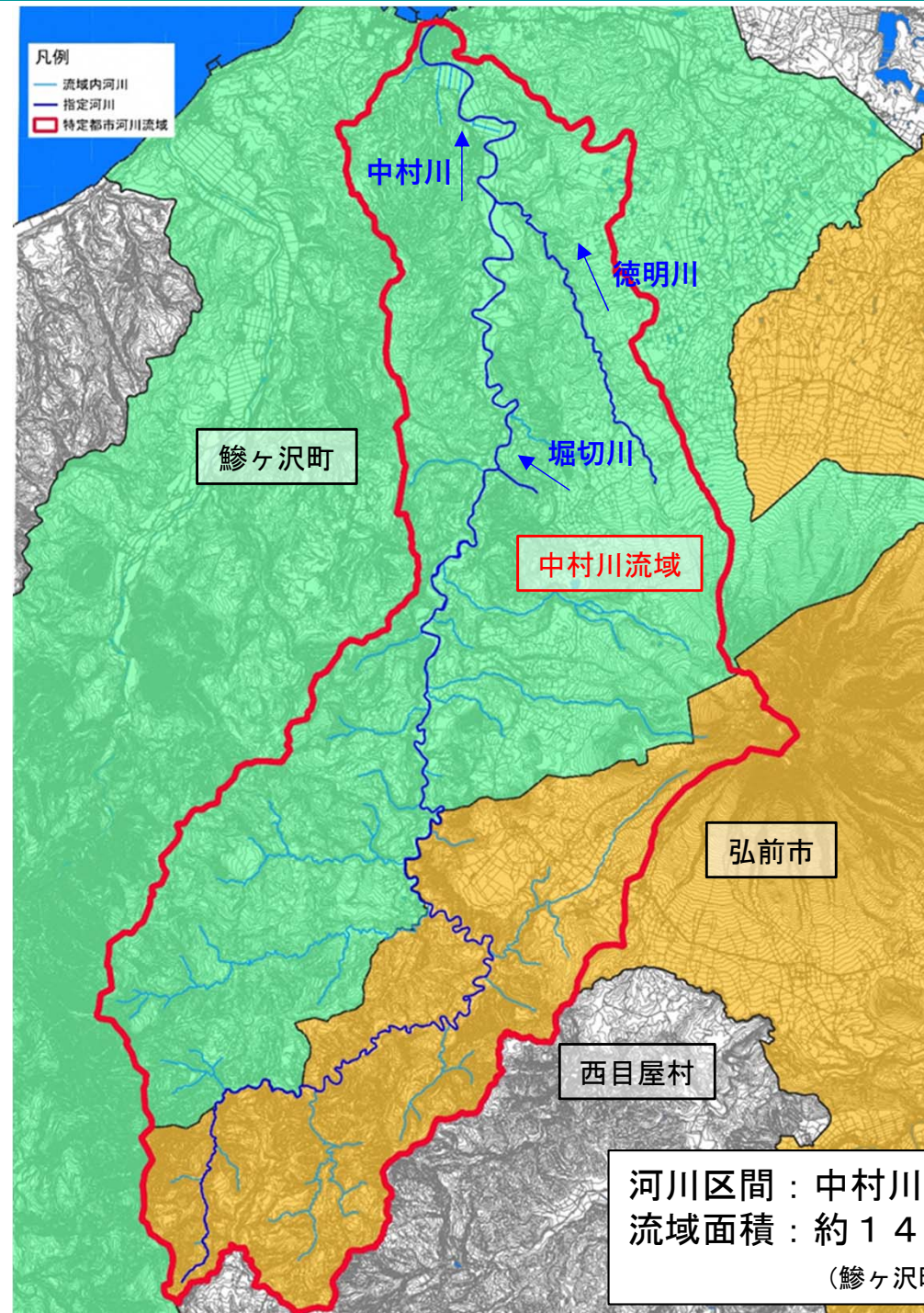
特定都市河川流域（下水道排水区域）

- 中村川下流部の鱈ヶ沢町市街地部においては、下水道排水区域として、駅前排水区、上富田排水区、蒲生排水区の3排水区が指定されている。

⇒各排水区の集水域も特定都市河川流域に含める。



特定都市河川流域（中村川、徳明川、堀切川）



雨水浸透阻害行為の基準降雨について

- 特定都市河川浸水被害対策法施行令第9条の規定により、基準降雨を定め、公示する。
- 開発事業者は、**基準降雨に基づき雨水貯留浸透施設を設置**することとなる。
- 基準降雨は、**青森県降雨強度式（深浦特別地域気象観測所）**を用い、**確率年を10年**とし、**中央集中型の降雨波形**（降雨継続時間24時間、洪水到達時間10分）とする。

青森県降雨強度式

確率降雨強度式及び60分降雨強度

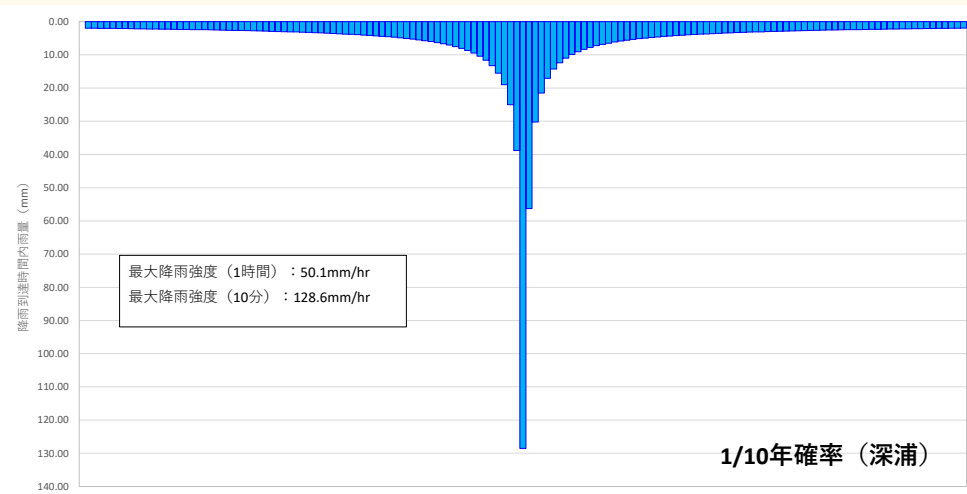
	青森地方気象台		弘前地域気象観測所		八戸特別地域気象観測所		むつ特別地域気象観測所		深浦特別地域気象観測所	
	降雨強度式	60分間降雨強度	降雨強度式	60分間降雨強度	降雨強度式	60分間降雨強度	降雨強度式	60分間降雨強度	降雨強度式	60分間降雨強度
1/2	$r = \frac{570}{T^{0.75} + 3.8}$	22.5	$r = \frac{720}{T^{0.75} + 7.0}$	25.2	$r = \frac{390}{T^{0.65} + 1.8}$	24.2	$r = \frac{280}{T^{0.65} + 0.7}$	22.6	$r = \frac{590}{T^{0.70} + 2.6}$	29.3
1/3	$r = \frac{730}{T^{0.75} + 5.5}$	27.0	$r = \frac{910}{T^{0.75} + 7.7}$	31.1	$r = \frac{460}{T^{0.65} + 1.9}$	28.4	$r = \frac{340}{T^{0.65} + 0.9}$	27.1	$r = \frac{710}{T^{0.70} + 2.8}$	34.9
1/5	$r = \frac{930}{T^{0.75} + 7.3}$	32.2	$r = \frac{1150}{T^{0.75} + 8.7}$	38.0	$r = \frac{550}{T^{0.65} + 1.9}$	33.9	$r = \frac{410}{T^{0.65} + 1.3}$	31.6	$r = \frac{850}{T^{0.70} + 2.8}$	41.7
1/10	$r = \frac{1190}{T^{0.75} + 10.4}$	38.8	$r = \frac{1470}{T^{0.75} + 10.9}$	46.9	$r = \frac{900}{T^{0.70} + 4.4}$	41.5	$r = \frac{680}{T^{0.65} + 2.4}$	38.4	$r = \frac{1030}{T^{0.70} + 3.0}$	50.1
1/20	$r = \frac{1480}{T^{0.75} + 10.8}$	45.7	$r = \frac{1820}{T^{0.75} + 10.8}$	56.3	$r = \frac{1050}{T^{0.70} + 4.3}$	48.0	$r = \frac{800}{T^{0.65} + 3.9}$	43.9	$r = \frac{2260}{T^{0.80} + 9.9}$	62.2
1/30	$r = \frac{1650}{T^{0.75} + 11.4}$	50.1	$r = \frac{2010}{T^{0.75} + 11.2}$	61.4	$r = \frac{1140}{T^{0.70} + 4.1}$	52.6	$r = \frac{870}{T^{0.65} + 4.1}$	47.2	$r = \frac{2480}{T^{0.80} + 10.1}$	67.8
1/50	$r = \frac{2570}{T^{0.80} + 19.3}$	56.2	$r = \frac{2300}{T^{0.75} + 11.8}$	69.0	$r = \frac{1710}{T^{0.75} + 7.3}$	59.3	$r = \frac{1320}{T^{0.70} + 7.5}$	52.7	$r = \frac{2730}{T^{0.80} + 10.1}$	74.7
1/100	$r = \frac{2990}{T^{0.80} + 21.0}$	63.0	$r = \frac{2660}{T^{0.75} + 12.6}$	77.9	$r = \frac{1900}{T^{0.75} + 7.4}$	65.6	$r = \frac{1460}{T^{0.70} + 7.7}$	57.8	$r = \frac{3050}{T^{0.80} + 10.2}$	83.2
1/200	$r = \frac{3450}{T^{0.80} + 22.7}$	70.2	$r = \frac{3100}{T^{0.75} + 13.4}$	88.7	$r = \frac{2120}{T^{0.75} + 7.4}$	73.2	$r = \frac{1670}{T^{0.70} + 8.5}$	64.1	$r = \frac{3400}{T^{0.80} + 10.2}$	93.0

注：r：降雨強度(mm/hr)、t：降雨継続時間(min)

基準降雨
確率1/10降雨表

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	1.96	6	0-10	3.25	12	0-10	56.33	18	0-10	3.16
	10-20	1.98		10-20	3.32		10-20	30.22		10-20	3.09
	20-30	2.00		20-30	3.39		20-30	21.53		20-30	3.04
	30-40	2.02		30-40	3.47		30-40	17.05		30-40	2.98
	40-50	2.04		40-50	3.55		40-50	14.27		40-50	2.93
	50-60	2.07		50-60	3.63		50-60	12.37		50-60	2.88
1	0-10	2.09	7	0-10	3.72	13	0-10	10.97	19	0-10	2.83
	10-20	2.11		10-20	3.82		10-20	9.89		10-20	2.78
	20-30	2.14		20-30	3.92		20-30	9.04		20-30	2.74
	30-40	2.16		30-40	4.03		30-40	8.34		30-40	2.69
	40-50	2.18		40-50	4.14		40-50	7.75		40-50	2.65
	50-60	2.21		50-60	4.27		50-60	7.26		50-60	2.61
2	0-10	2.24	8	0-10	4.40	14	0-10	6.84	20	0-10	2.57
	10-20	2.27		10-20	4.54		10-20	6.47		10-20	2.54
	20-30	2.29		20-30	4.70		20-30	6.14		20-30	2.50
	30-40	2.32		30-40	4.87		30-40	5.85		30-40	2.47
	40-50	2.35		40-50	5.05		40-50	5.59		40-50	2.43
	50-60	2.38		50-60	5.25		50-60	5.36		50-60	2.40
3	0-10	2.42	9	0-10	5.47	15	0-10	5.15	21	0-10	2.37
	10-20	2.45		10-20	5.72		10-20	4.96		10-20	2.34
	20-30	2.48		20-30	5.99		20-30	4.78		20-30	2.31
	30-40	2.52		30-40	6.30		30-40	4.62		30-40	2.28
	40-50	2.56		40-50	6.64		40-50	4.47		40-50	2.25
	50-60	2.59		50-60	7.04		50-60	4.33		50-60	2.22
4	0-10	2.63	10	0-10	7.50	16	0-10	4.20	22	0-10	2.20
	10-20	2.67		10-20	8.03		10-20	4.08		10-20	2.17
	20-30	2.72		20-30	8.67		20-30	3.97		20-30	2.15
	30-40	2.76		30-40	9.44		30-40	3.87		30-40	2.12
	40-50	2.81		40-50	10.40		40-50	3.77		40-50	2.10
	50-60	2.85		50-60	11.62		50-60	3.68		50-60	2.08
5	0-10	2.90	11	0-10	13.24	17	0-10	3.59	23	0-10	2.05
	10-20	2.95		10-20	15.52		10-20	3.51		10-20	2.03
	20-30	3.01		20-30	18.99		20-30	3.43		20-30	2.01
	30-40	3.07		30-40	25.04		30-40	3.36		30-40	1.99
	40-50	3.12		40-50	38.80		40-50	3.29		40-50	1.97
	50-60	3.19		50-60	128.56		50-60	3.22		50-60	1.95

基準降雨



基準降雨波形：中央集中型1/10降雨波形

最大降雨量

3. 今回の推進会議の目的

法に定める意見聴取等（事前の同意）

- 特定都市河川の指定にあたって、流域内の市町村長や下水道管理者への法定の意見聴取が必要となる。
- 今回の会議は、法定の意見聴取に先立ち、事前の同意を得ることを目的としている。

法定の意見聴取等（法第3条第7項から第9項まで）

①流域内の都道府県知事及び市町村長への意見聴取

特定都市河川等を指定する際には、流域における浸水被害の実態、流域の地形等について十分把握する必要があるため、流域内の都道府県知事及び市町村長（都道府県知事が指定する場合は市町村長）の意見を聴かなければならない。

なお、指定を行おうとする際に、流域内の都道府県知事、または、市町村長が意見を述べる時は、関係部局の意見を取りまとめることが望ましい。

②下水道管理者への意見聴取

特定都市河川等を指定する際には、下水道の排水区域について指定する必要がある。このため、流域における下水道計画、下水道の整備状況、下水道に起因する内水被害の実態について熟知している下水道管理者の意見を聴かなければならない。

下水道の管理は原則として市町村又は都道府県が行うものとされているが、一部事務組合が管理を行う場合など下水道管理者が市町村長、または、都道府県知事と一致しない場合も想定されることから、ここでは下水道管理者への意見聴取を、流域内の都道府県知事及び市町村長とは区別して位置付けている。

③国土交通大臣への同意付き協議

一級河川の指定区間の管理のうち河川整備計画の策定等については国土交通大臣の認可（河川法第79条第1項）を、二級河川の管理のうち河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等については国土交通大臣の同意付き協議（河川法第79条第2項）を要することとされていることから、特定都市河川等の指定についても、国土交通大臣に同様の関与を求めることとしている。

都道府県知事が特定都市河川等の指定を行おうとするときは、国土交通大臣への同意付き協議に先立ち、市町村長及び下水道管理者への意見聴取を行っておかなければならない。

引用：「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月）

指定までのスケジュール

